

# KPMG Insight

## KPMG Newsletter

### November 2015

# BEPSによる新文書化を通じた 税務執行のグローバルシステム化 －日本企業による税務リスク管理の方向性－



# Volume 15

# BEPSによる新文書化を通じた税務執行のグローバルシステム化 —日本企業による税務リスク管理の方向性—

KPMG 税理士法人 国際事業アドバイザリー

パートナー 経営法博士 税理士 角田 伸広

G20とOECDが検討を進めている「税源浸食と利益移転」(BEPS:Base Erosion and Profit Shifting)への対抗措置のなかで、特に日本企業にとって深刻な影響を及ぼすと考えられる新しい移転価格文書は、税務執行におけるグローバルなシステム化を目指すものです。

新移転価格文書への実務対応では、国別報告書については、各国拠点の損益情報集約化という作業に加え、各国の税務当局が当該情報をどのように活用していくかに留意した対応が必要です。また、マスターファイルとローカルファイルについては、我が国だけでなく各国の税務当局の課税上の観点から、税務執行のグローバルシステム化の進展を認識したうえで対応していくことが不可欠です。

国別報告書は、早ければ2018年から究極の親事業体の所在地国の税務当局に對して提出が開始されますが、その本質は、米国等における情報申告制度に相当するものです。各国の税務当局は、自動的情報交換の枠組みにより情報を共有化して、必要に応じて多国籍企業グループのグローバルな損益配分を確認できる情報ネットワークを構築しようとしているわけです。

各国の税務当局は、近年、情報申告制度により収集した膨大なデータを活用したシステムティックな調査対応を進めてきており、こうしたデータの共有が各国の税務当局間で進むこととなれば、グローバルな情報に対する多国籍企業グループと各国の税務当局との間の情報の非対称性は解決することとなり、税務当局が多国間で結集して、多国籍企業グループに対抗していくことが可能になっていくものと考えられます。

各国の税務当局間では、租税条約に基づく情報交換により、連携して調査等を行っていく可能性が高まっていくことから、多国籍企業グループの側においてもグローバルレベルで、子会社の利益水準について、整合的にコントロールしていくことが求められ、子会社の業績と税務上の損益を調整していくためのコーポレート・ガバナンスも必要になってくるものと考えられます。

本稿はBEPSへの対抗措置のなかで、特に日本企業にとって深刻な影響を及ぼすと考えられる新しい移転価格文書を通じた税務執行のグローバルシステム化について解説しています。

なお、本文中の意見に関する部分は、筆者の私見であることをあらかじめお断りいたします。



つ の だ のぶひろ  
**角田 伸広**  
KPMG 税理士法人  
国際事業アドバイザリー  
パートナー  
経営法博士 税理士

## 【ポイント】

- BEPSによる移転価格の新文書化は、税務執行のグローバルシステム化を目指すものである。
- 国別報告書は、早ければ2018年から究極の親事業体の所在地国の税務当局に対して提出が開始されるが、その本質は、米国等における情報申告制度に相当するもので、各国の税務当局は自動的情報交換の枠組みにより情報を共有化して、多国籍企業グループのグローバルな損益配分を確認できる情報ネットワークを構築しようとしている。
- グローバルな損益配分にかかるデータの共有が各国の税務当局間で進むこととなれば、多国籍企業グループと各国の税務当局との間の情報の非対称性は解決することとなり、税務当局が多国間で結集して、多国籍企業グループに対抗していくことが可能になっていくものと考えられる。
- 各国の税務当局間では、租税条約に基づく情報交換により、連携して調査等を行っていく可能性が高まり、多国籍企業グループの側においてもグローバルレベルで、子会社の利益水準について、整合的にコントロールし、子会社の業績と税務上の損益を調整していくためのコーポレート・ガバナンスも必要になってくる。

## I はじめに

BEPSとは、欧米のいくつかの多国籍企業グループが、国際的な税制の隙間や抜け穴を利用して積極的な節税策を行い、税負担を軽減することにより、各国の課税ベースを浸食しているという問題認識の下、G20とOECDが対抗策を議論しているものです。

G20とOECDは、2012年6月にBEPSの問題提起とプロジェクトを立ち上げ、2013年6月のG8サミット（英国・ロックアーン）で対抗策を議論し、2013年7月に15項目にわたるBEPS行動計画を公表しました。行動計画は、G20財務大臣・中央銀行総裁会議（2013年7月ロシア・モスクワ）、G20サミット（2013年9月ロシア・サンクトペテルブルク）に提出され、全面的な支持を得ています。

検討にあたっては、BRICs等の新興国にも配慮し、OECD非加盟国でG20メンバーの8カ国（中国、インド、ロシア、アルゼンチン、ブラジル、インドネシア、サウジアラビア、南アフリカ）にも意思決定に参加できる枠組みとして、G20とOECDのBEPSプロジェクトを立ち上げています。

多くの日本企業は、積極的な節税策を行っておらず、BEPSの問題にはかかわりが薄いと考えられていましたが、報告書の項目のなかで、所在地国別の損益状況等の報告を義務付ける国別報告書を含む新移転価格文書を通じた税務執行のグローバルシステム化については、積極的な節税策の有無にかかわらず、深刻な二重課税リスクをもたらす可能性があることから、十分な注意が必要です。

国別報告書の導入については、経団連もOECDへコメントを出し、産業界から極めて深刻な懸念が表明されており、報告システムの構築や中国等新興国との二重課税問題等、どのような対応を行っていくか、日本企業にとって極めて重要な課題となっています。

新移転価格文書への実務対応では、国別報告書については、各国拠点の損益情報集約化という作業に加え、各国の税務当局が当該情報をどのように活用していくかに留意した対応が必要です。また、マスターファイルとローカルファイルについては、我が国だけでなく各国の税務当局の課税上の観点から、税務執行のグローバルシステム化の進展を認識したうえで対応していくことが不可欠です。

国別報告書については、すべての税務当局が税務リスクを認識し評価することの効果的な助けになるとコンセンサスが得られたことから、多くの日本企業のように低税率の国・地域に利益を移転していない場合でも報告が求められることになり、低税率の国・地域でない国への利益移転も問題とされる可能性が出てきたものと考えられます。

特に、各国の移転価格税制は、我が国の制度と同様、租税回避の意図を適用要件としていない場合が多く、多国籍企業グループとして税負担の軽減にならない場合であっても、他国への利益移転が自国の税源を浸食しているとの各国政府の

被害者意識もあり、BEPSの問題意識の射程を広げてしまったのではないかと考えられます。

## II BEPS による新文書化の目指すもの

わが国政府としては、BEPS行動計画により、国際的な脱税・租税回避に利用され得る税制の隙間や抜け穴をふさぐことは、積極的な節税策を行っていない日本の多国籍企業グループにとって、積極的な節税策を利用して市場経済において競争上有利な状況に置かれてきた多国籍企業グループとの競争において、公平な競争条件の下に置かれることになると期待しています。

しかし、多国籍企業グループの行っている積極的な節税策により国際取引を行う拠点双方で課税されない課税の空白となる二重非課税の穴を埋めるために、BEPSへの対抗措置として、各拠点が所在する国の税務当局において、積極的な課税が行われる可能性については注意が必要です。

確かに、ハイブリッド・ミスマッチへの対抗措置のように、制度上、二重非課税を埋めるための措置を行うのであれば、一度の課税を目指し二重課税にはならないと考えられます。しかし、親子間等の関連者間取引に対する移転価格税制のように、独立企業原則の適用による措置を行う場合に、BEPS対抗策として隙間を埋める延長として、親会社所在国と子会社所在国の税務当局双方が、自国の課税権へ取り込むことを目指して積極的に帰属利益の拡大を主張し、二重課税となる可能性が高まることも考えられます。この点については、積極的な節税策を行っていない多くの日本企業にとっても、BEPSへの対抗策を契機とした新興国等による課税強化の流れを受け、こうした国々との間での二重課税リスクが深刻化していく可能性があります。

特に、移転価格上の適正な価格算定を示す文書化に関する国際ルールが大幅に変更され、多国籍企業グループのグローバルな損益配分を示す国別報告書を税務当局へ提出する新文書化ルールについては、2016年開始事業年度から適用される予定となっており、各国税務当局においても、国別報告書の情報交換を自動化して情報を共有化していくことが予定されています。仮に、各国拠点ごとの損益の配分に歪みがある場合には、各国の税務当局から利益移転を疑われ税務調査を受ける可能性が高まることになります。そのため、各国拠点での利益状況についてグローバルな観点からチェックを行うことが必要になってくるものと考えられます。

これまで、各国の税務当局は、多国籍企業グループ全体の損益バランス等に関する情報収集が困難であったため、他国での利益水準を参考にして調査を行うことは事实上行われていませんでしたが、今後は、損益等にかかる国別報告書の導入により、税務当局によるグローバルな情報交換が行われ、

多国籍企業グループにおける各拠点の損益水準を比較して調査を行うことが可能となります。

新文書化では、マスターファイルとローカルファイルは従来の文書化の延長と考えられますが、国別報告書は性格が異なっているものと認識していく必要があります。

国別報告書は、早ければ2018年から究極の親事業体の所在地国の税務当局に対して提出が開始されますが、その本質は、米国等における情報申告制度に相当するものです。各国の税務当局は、自動的情報交換の枠組みにより情報を共有化して、必要に応じて多国籍企業グループのグローバルな損益配分を確認できる情報ネットワークを構築しようとしているわけです。

我が国においても、たとえば法定調書としての、国外送金等調書、国外財産調書、財産債務調書及び非居住者にかかる金融口座情報の自動的交換のための報告制度等がありますが、各国の税務当局では、こうした情報申告により入手した情報をデータ入力して、納税者番号等による名寄せ・突合を行い、調査選定を行ってきています。

各国の税務当局が自動的情報交換により情報を共有する枠組みは、米国のFATCA (Foreign Account Tax Compliance Act) による金融口座情報の共有化において取組みが先行しており、既に2013年6月のG8サミットで合意されており、国別報告書についても基本的には同様の自動的情報交換による情報共有化が考えられています。

各国の税務当局は、近年、情報申告制度により収集した膨大なデータを活用したシステムティックな調査対応を進めてきており、こうしたデータの共有が各国の税務当局間で進むこととなれば、グローバルな情報に対する多国籍企業グループと各国の税務当局との間の情報の非対称性は解決することとなり、税務当局が多国間で結集して、多国籍企業グループに対抗していくことが可能になっていくものと考えられます。

これまでのよう、各国の税務当局が別々に調査をするのであれば、現地子会社主導で税務リスクの管理を別々に行っても支障はありませんでしたが、情報交換により各国の税務当局が連携して拠点毎の利益水準等を参照して調査を行っていくことになれば、グループ企業間で利益配分の整合性等をチェックし、グローバルレベルでの税務リスクの管理を行っていくことが必要になってくるものと考えられます。

欧米の多国籍企業グループと比較して、グローバルレベルでの税務リスクの管理が必ずしも十分ではない日本企業にとっては、親会社主導により体制を強化していくことが重要な課題になってくるものと考えられます。

OECDによる移転価格文書化のルール改訂は、2016年度から適用されるという異例の早さで確定することとなりましたが、BEPSの15の作業計画のなかで、これほど早期に確定し、適用開始も1年以内という異例の早さでルール改訂が行われた背景には、多国籍企業グループに関する情報共有化への各国税務当局の積極的な姿勢が伺われます。

特に、租税条約上の情報交換による情報共有化の流れは、OECDが、米国のFATCAを契機として進めている自動的情報交換にかかる共通報告基準の策定を受けたものとなっています。銀行口座情報の共有化のために、従来の自動的情報交換の枠組みを発展させて、各国税務当局が世界中にある銀行口座情報を個人ベースで名寄せすることにより、グローバルな資産保有状況を統一的・網羅的に把握できるシステムを構築していくことに併せて、多国籍企業グループについても、世界各国に所在する拠点毎の利益配分等について統一的・網羅的に把握できるシステムの構築を目指しているものと考えられます。先行するFATCAによる情報交換の自動化の流れを受けて、OECDにおける議論では、国別報告書にかかる情報交換の自動化も大きな抵抗なく進んできたものと考えられます。

### III 新文書化の概要

#### 1. 文書化の目的

##### (1) 納税者による独立企業原則へのコンプライアンス評価

文書化の目的の第1は、納税者が、関連者間取引における価格その他の条件を設定し、税務申告において当該取引から生じる所得を報告する場合に、独立企業原則に基づくという移転価格上の要請に応える適切な検討を行えるようにするために作成するとしています（新OECD移転価格ガイドライン・パラグラフ（以下「新パラ」という）5.1）。

そのため、コンプライアンス上、適時な文書化として、取引時や申告時までに準備することが求められています。また、文書化により罰則の適用が回避されることが、適時な文書化を行うためのインセンティブになるとしています（新パラ5.8）。

ここでは、納税者が関連者間取引における移転価格上の要請に応えるためのコンプライアンス・コストを負担することについて、罰則適用の回避をインセンティブとして与えることによりバランスを取っているものと考えられます。

##### (2) 税務当局による移転価格上のリスク評価

文書化の目的の第2は、税務当局が、適切な情報に基づく移転価格リスク評価を行うために必要な情報を提供するためであるとしています（新パラ5.2）。

税務当局にはリスク評価を行うリソースが限られていますが、移転価格問題は複雑で事実認定が重要となるため、効果的なリスク評価を正確に行なうことが求められることになります。そのため、納税者が行った関連者間取引の移転価格上の分析にかかる文書化が重要な情報源になると位置付けています（新パラ5.10）。

#### (3) 税務当局による移転価格調査

文書化の目的の第3は、税務当局が、各国の課税管轄において課税対象となる事業体の移転価格上の処理について、適切で徹底した調査を行うために有益な情報を提供するものであるとしています。また、調査の展開によっては、追加の情報を加える必要もあるかもしれないとしており、調査において文書化よりも詳細な情報提供が求められる可能性があることを示しています（新パラ5.3）。

移転価格調査では、取引と市場にかかる比較可能性の評価が行われ、財務や事実その他の産業情報の詳細な検討が求められますが、文書化はそのために、有益な情報を提供するものであるとしています（新パラ5.13）。

#### 2. 同時文書化

文書化を行う場合には、納税者は、移転価格の決定前に価格が適正であるかを検討し、税務申告の時点で、財務上の結果が独立企業原則に整合的であるかを確認することが求められています（新パラ5.27）。

また、納税者は文書作成にあたり、過大なコストや負担を強いられるべきではなく、税務当局は文書化を要求する場合、納税者のコストや事務負担とのバランスを取ることが求められるとしています（新パラ5.28）。

ここでは、関連者間取引について移転価格ポリシーを策定することを前提としており、それに基づき文書化が行われることが求められています。

#### 3. 報告文書（マスターファイル、ローカルファイル及び国別報告書）の概要

マスターファイルは、多国籍企業グループの究極の親事業体が作成し、多国籍企業グループ全体に共通する基本情報（グループの組織構造、事業内容等）を記載するとしています。

また、ローカルファイルは、多国籍企業グループ内の親・子会社がそれぞれ作成し、基本的には、従来の文書化と同様、各国の税務当局に対して、関連者が行うグループ内取引での移転価格算定方法等の妥当性を報告するとしています。

さらに、BEPS行動計画では、利益を生み出す経済活動が行われた拠点及び価値が創造された拠点において、生み出した利益への課税が確保されることを目指しており、国別報告書についても、多国籍企業グループの究極の親事業体が作成し、多国籍企業グループの所在地国別の収益、課税所得、税額及び経済活動状況等についての報告を求めています。

#### 4. 国別報告書の報告対象企業

国別報告書の報告が義務付けられる多国籍企業グループであれば、事業活動の規模にかかわらず、多国籍企業グループ

の全事業体の居住地国におけるすべての税務管轄地を含めなければならないとしています（パラ34）。そのため、特定の業種や投資ファンド、会社形態でない事業体や非公開の事業体にも適用除外はないとされています。

国別報告書実施ガイダンスでは、国別報告書の提出が要請されるのはすべての多国籍企業グループであり、直近事業年度の年間連結グループ収益が7億5千万ユーロ（自国通貨でほぼ同等の金額。日本円では、1,000億円程度）未満の多国籍企業グループについては、提出要請から除外されるとしています。

この基準により、多国籍企業グループのほぼ85-90%が適用除外となる見込みですが、それでも、多国籍企業グループが管理する法人税のほぼ90%がカバーされ、いずれにしても、追加又は異なる財務データを報告すべきか等の適用除外要件については、2020年の検証で再検討することとなっています。

## 5. 文書の作成期限

文書の作成期限については、ローカルファイルは、対象事業年度の税務申告時までに作成されることがベストプラクティスとされています。

また、マスターファイルは、多国籍企業グループの親会社の税務申告時までに作成・更新されていなければならぬとしています（新パラ5.30）。

さらに、国別報告書の作成時期は、財務情報等が入手できるタイミングを考慮し、多国籍企業グループの親会社の事業年度終了日から1年以内とすることができます（新パラ5.31）。

国別報告書実施ガイダンスでは、国別報告書の作成について、多国籍企業グループの2016年以降開始の連結事業年度を対象に実施するとしており、たとえば2016年4月開始2017年3月末終了の事業年度の場合には、2018年3月末までに作成することになります。

また、国別報告書のための実施パッケージでは、新しい移転価格報告基準を実施するための、多国籍企業グループの究極の親事業体に報告を求めるためのモデル法令8条において、2016年以降開始の事業年度から適用になるとしています。

## 6. 重要性の基準

すべての国外関連取引について、完全な文書化が求められるほどの重要性はないとから、各国の移転価格文書化では、多国籍企業グループ、関連者間取引及び対象国の経済等の規模や特性に応じて、明確な重要性の閾値を設定することが認められています。

重要性の基準としては、たとえば、収入又は費用に対して一定の率を超えない取引というような相対的な基準や、一定の金額を超えない取引というような絶対的な基準で設定できるとしています（新パラ5.32）。

また、納税者のコスト負担との間でバランスを取る観点から、中小企業の文書化のレベルは大企業と比較して軽減されることが求められています。しかしながら、そのような場合であっても、調査等において個別に情報提出要請がなされた場合には対応する必要があるとしています（新パラ5.33）。したがって、中小企業については、文書化義務の対象から外れることがあっても、移転価格上の分析を回避できないと考えられます。

## 7. 文書更新頻度

マスターファイル、ローカルファイル及び国別報告書は、原則として、毎年更新されなければならないとしています。しかし、納税者の負担軽減の観点から、事業状況が変わらない限りにおいて、ローカルファイルの比較対象取引のデータベース検索については3年ごとの更新が認められています。ただし、この場合でも、独立企業原則適用の信頼性確保のため、比較対象取引の財務データは毎年更新されなければならないとしています（新パラ5.37・38）。

## 8. 使用言語

移転価格文書に使用される言語は各国の法令により規定され、有用性を損なわずに一般的に使用される言語での文書化を許容することが推奨されていますが、マスターファイルについては、税務当局は納税者の費用を考慮して必要部分の翻訳を納税者に依頼できるとしています（新パラ5.39）。

## 9. 罰則

各国では、移転価格文書化を効果的に運用するため、文書化の要請を遵守した場合と比較して、不遵守の場合のコストが高くつくような罰則を設定していますが、罰則は各国の法令により規定され、罰則やインセンティブの方策は様々であるとしています（新パラ5.40）。

また、文書を完全に作成している事実があるとしても、関連者間取引の価格が独立企業間価格であることを必ずしも意味することにはならないとしています。

さらに、他の多国籍企業グループのメンバーが移転価格に関する責任を負っているため文書を作成していないと主張しても、それが文書を作成しない理由とは認められないし、文書を作成しないことへの罰則を回避できる理由として認められないとしています（新パラ5.42）。また、文書化を行っている場合に、国によっては移転価格税制に付随する罰則を減免する場合もあれば、立証責任が転換される場合もあるとしています（新パラ5.43）。

国別報告書のための実施パッケージにおけるモデル法令7条では、罰則についての規定は明示していませんが、現行の移

転価格文書化における罰則の適用が拡大されるであろうとしています。

そのため、新文書化で作成が新たに義務付けられる国別報告書については、マスターファイルやローカルファイルのように、移転価格上の分析を目的としたものでないにもかかわらず、移転価格文書化の一部として位置付けられ、作成しない場合には、移転価格税制に付随する罰則等の対象になるものと考えられます。

## IV 税務当局間の情報交換自動化

課税管轄権を超える情報（マスターファイルと国別報告書）については、課税管轄のある現地の税務当局が、直接的に又は租税条約の情報交換規定等により間接的に、適切に入手できることを推奨しております。国別報告書実施ガイダンスでは、マスターファイルとローカルファイルについては、各国の法令又は行政手続きを通じて導入され、関連する各課税管轄地の税務当局の要求に従い、直接当該税務当局に提出されることが推奨されています。

しかし、国別報告書については、政府間情報交換メカニズムを利用するため、入手と使用に関して前提となる以下の条件が付されています。

### 1. 情報交換方式

税務当局は、居住者である多国籍企業グループの究極の親事業体に対して、適時に国別報告書の提出を要求しなければならず、提出された情報は、多国籍企業グループが事業活動を行い、以下の前提条件を満たす課税管轄地の税務当局と自動的に交換がなされなければならないとしています。

#### (1) 秘密保持

各国の税務当局は、国別報告書により報告された情報にかかる秘密を保護し、そのための制度的担保として、租税の透明性と情報交換に関するグローバルフォーラムにおいて、国際的に合意された情報要請の基準に適う多国間税務行政執行共助条約、租税情報交換協定又は租税条約により提供される場合の守秘と同等の制度的担保を確保することが求められています。

#### (2) 一貫性

自らの課税管轄地に居住性を有する多国籍企業グループの究極の親事業体に対して、国別報告書を作成・提出する法的義務を設けるために最大限の努力を払うことを求めています。国別報告書の様式については、OECD移転価格ガイドライン第5章のAnnex IIIによる標準テーブルを使用し、Annex III

に含まれない追加情報を求めてはならず、Annex IIIに含まれる情報の要求を怠ってはならないとしています。

#### (3) 適切な使用

国別報告書は、ハイレベルな視点から移転価格リスクの有無を判断する目的で使用すべき情報であるとしています。そのため、各課税管轄地の税務当局は、国別報告書を移転価格以外のBEPS関連のリスクの有無を判断する目的でも使用できますが、国別報告書に記載されたデータに基づく定式配分方式による課税を提案してはならないとしています。これは、多国籍企業グループの連結損益や帰属利益について、収入、利益、従業員数、保有有形資産等の外的的な基準により各拠点へ配分するような課税を行うことは、国別報告書の使用において適切さを欠くとの立場を表明しています。しかし、新興国等においては、移転価格課税において、比較対象取引が見つからないため、利益分割法的な考え方を探る傾向は増してきており、その延長として定式配分方式による課税の議論が行われる恐れもあり注意が必要です。

### 2. 捕完的メカニズム（ローカルファイリング方式）

各国の税務当局が国別報告書にかかる情報共有を行う方法は、租税条約に基づく自動的情報交換を通じて行なうことが原則で、各税務当局は、情報共有に参加するためには、秘密保持、一貫性及び適切な使用の前提条件を満たすことが求められています。

しかしながら、主に新興国の要望等を受けた形で、以下の補足的なローカルファイリング方式により国別報告書の提出要請が行われ、そのうえで、自動的情報交換により情報共有が行われる余地を残しています。

第2の方法である補足的なローカルファイリング方式は、以下のいずれかの場合において、多国籍企業グループの究極の親事業体に対して国別報告書の提出を求めるのではなく、その次の親事業体の所在地に国別報告書の提出要請義務を課すことを認め、当該次の親事業体からの自動的情報交換により情報共有を行う方法も適切なものとして許容される余地を残しています。

- a. 多国籍企業グループの究極の親事業体所在地に国別報告書の提出を義務付けていない場合
- b. 国別報告書共有のための情報交換にかかる現行の国際取決めにより、適時に権限のある当局間の合意が結ばれていない場合
- c. 権限のある当局間の合意がなされた後であっても、実際に情報交換ができず、国別報告書が提供されないことが確立した場合

これは、たとえば多国籍企業グループの究極の親事業体が日本の居住者であり、日本の税務当局が当該親事業体に対して国別報告書の提出を要請していなかった場合、情報交換に

かかる国際取決めにより適時に権限のある当国間の合意がなされていない場合、又は実際に情報交換ができないこととなつた場合には、仮に次の親事業体所在国が中国であれば、中国の税務当局が当該次の親事業体に対して国別報告書の提出を要請できる余地を残しているものと考えられます。

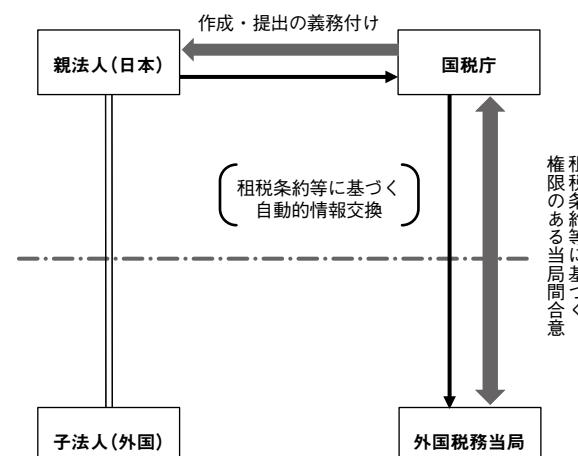
国別報告書のための実施パッケージでは、国別報告書の提出と自動的情報交換を行うためのモデル法令2条2項において、以下のいずれかに該当すれば、究極の親事業体でない多国籍企業グループの構成事業体が国別報告書を提出することになるとしています。

- (i) 多国籍企業グループの構成事業体が居住し、
- (ii) a) 多国籍企業グループの究極の親事業体が居住する国へ国別報告書を提出する義務が課されていない場合
- b) 究極の親事業体が税務目的で居住する国の税務当局が関係する現行の国際取決めを有しているが、5条で特定される時期までに適格な権限のある当国間の取決めが有効になつてない場合
- c) 究極の親事業体が居住する国の税務当局において自動的情報交換のためのシステムに障害があり、それが税務目的で他国に居住する構成事業体に通知されている場合

また、同一の多国籍企業グループの構成事業体が国内に複数存在し、上記 (ii) の条件の1つ以上に該当した場合には、多国籍企業グループは1つの構成事業体を国別報告書の提出のため、及びすべての構成事業体への提出要請を満たしていると通知するために指定することができるとしています。

さらに、2条2項の規定にかかわらず、2条2項 (ii) の条件に複数該当する場合に、モデル法令1条7項で定義される多国籍企業グループの代理親事業体を通じて国別報告書の提出が可能で、以下の条件に該当すれば、2条2項により国別報告書

図表1 国別報告書にかかる自動的情報交換の枠組み



出典：財務省資料に基づき作成

を提出する事業体は、国別報告書の提出を要請されません（モデル法令2条3項）。

- a) 代理親事業体の税務上の居住地での税務当局が、国別報告書の提出を要請している。
- b) 国別報告書の提出時までに適格な権限のある当国間の取決めが効力を有している。
- c) システム上の障害を通知していない。
- d) 3条1項に従い、国別報告書の提出が代理親事業体によることを通知している。
- e) 構成事業体が、究極の親事業体でも代理親事業体でもない場合で、報告事業体の特定と税務上の居住性を通知している。

そのため、日本企業にとって、日本での国別報告書の提出要請と適格な権限のある当国間の取決めが効力を有し、自動的情報交換におけるシステム上の障害が起きないよう税務当局が適切に手当していく必要があり、それが確保されていない場合には、究極の親事業体以外の構成事業体や代理親事業体による国別報告書の提出が求められる可能性があるものと考えられます（図表1参照）。

## V 情報交換自動化による税務リスクの方向性

租税条約に基づく情報交換には、(1) 国外の取引先等における受取計上の有無等を外国税務当局に調査要請する要請に基づく情報交換、(2) 外国の納税者の申告漏れ等の調査に役立つ取引情報等を自発的に外国税務当局へ提供する自発的情報交換、及び(3) 外国の納税者にかかる自国での情報申告等にかかる情報を電子化して提供する自動的情報交換があります。

要請に基づく情報交換と自発的情報交換は書類での情報交換が一般的ですが、自動的情報交換は、OECDの共通報告基準（CRS: Common Reporting Standard）に基づく標準方式であるXML Schemaを使用して電子化したデータを情報交換するもので、各国の税務当局による情報ネットワークの構築を目指したものと考えられます。

XML Schemaにより電子化した情報について行政庁がネットワーク構築をしている例としては、開示書類等にかかる米国証券取引委員会（SEC）のEDGARや我が国金融庁のEDINET等もあり、税務当局においても、守密性を確保した専用回線を使用すること前提に、情報ネットワークがグローバルに広がっていくものと考えられます。

これは、金融口座情報にかかるFATCAを契機として進展した情報交換の自動化を踏襲したものであり、ICTを活用した各国税務当局の現代型の情報交換が一層進むことになるものと考えられます。

注意しなければならないのは、従来の要請に基づく情報交換や自発的情報交換が、日数や手間が掛かる等の理由から、

各国の税務当局において十分に活用されてこなかったと考えられるのに対して、情報交換の自動化が進めば、日数や手間がかからず多国籍企業グループのグローバルな損益配分にかかる情報交換が即時に手間も掛からずに実現することになり、各国の税務当局にとって極めて有効な調査情報が提供され、情報交換の積極的活用が進展していくものと考えられます。

我が国では、マイナンバー制度が最近導入されることになりましたが、各国の税務当局では、1990年代頃から納税者番号制度と情報申告制度の整備が進み、納税者情報のデータベース化と名寄せによる突合がICTにより自動化され、システムによりコンプライアンス・リスクをチェックする現代型の税務行政が進んでいます。国別報告書にかかる自動的情報交換は、こうした情報申告によるデータベース化とICTによる情報共有化に基づく、現代型のシステムによるコンプライアンス・リスクのチェックが国際間でグローバルに進むことを意味しています。

各国の税務当局が、多国籍企業グループの損益配分にかかる情報データベース化によりコンプライアンス・リスクのチェックを行うようになると、調査対象選定の効率化が進むことになり、従来よりも移転価格上の問題のある子会社への税務調査がピンポイントで行われるようになる恐れがあるものと考えられます

また、これまで、多国籍企業グループと各国の税務当局との間には、国外関連者の情報収集が困難であること等により情報の非対称性があると言われ、我が国の移転価格税制においても、租税特別措置法66条の4第7項において、国外関連者の帳簿書類等については入手努力義務が課されているだけで、入手が事实上困難となっていました。

そのため、各国の税務当局は、片側検証による移転価格算定方法を受け入れてきましたが、今後は、各国の税務当局との情報共有化により情報の非対称性を克服することにより、グローバルな損益配分に着目した両側検証による利益分割法の使用も積極的に行っていくことが可能になってくるものと考えられます。

さらに、我が国は、2011年11月に、税務当局間で情報交換等の執行共助を相互に行うための多国間条約である税務行政執行共助条約に署名しており、2013年10月から発効しています。税務行政執行共助条約は、同条約の締結国であれば、租税に関する情報交換等を相互に行うことが可能となります。そのため、締結国間であれば、改めて二国間の租税条約を締結・改訂せずに、情報交換等を実施することができるうこととなり、同条約により国際的な脱税及び租税回避行為への対処が多国間で行うことが可能になるものと考えられます。

特に、新文書による国別報告書については、自動的情報交換により各国の税務当局間で共有されることが予定されており、国別報告書は、従来の文書化とは性格の異なるものと考えられます。

従来の文書化では、調査において提示するのを前提に準備して備え置くことが求められていましたが、国別報告書については、究極の親事業体の所在地の税務当局に提出することとなります。

これにより、報告された情報は、自動的情報交換によって各国の税務当局により共有されることになりますが、その点において、従来の文書化が移転価格調査まで仮に作成していなくても、調査の時点で遅滞なく提示できれば問題なかった状況とは異なり、新文書化への対応は、2017事業年度と2018事業年度に先送りすることは困難になるものと考えられます。

そのため、各国の税務当局には、現地子会社等のローカルファイル、多国籍企業グループ全体のマスターファイル及び国別報告書の情報がすべて提供されることになり、マスターファイル、ローカルファイル及び国別報告書の間の整合性に加え、多国籍企業グループ全体の移転価格ポリシーと各国子会社等の移転価格ポリシーの整合性、さらには、各国の子会社間の損益バランス等についてもチェックされる可能性が高まり、税務リスクについて多国籍企業グループ全体で親会社等が統一的に管理していく必要性が出てくるものと考えられます。

## VI 文書化対応の変化

新文書化が、従来の移転価格文書化と異なる点をまとめると以下のとおりです。

### 1. 従来の文書化

納税者が自ら移転価格算定方法の合理性等を検討することを求める、それに関する書類を整備する目的で導入されており、移転価格分析とポリシー策定の延長として位置付けられています。

- (1) 紳税者に負担を求めるインセンティブとして、米国や中国等では移転価格課税を受けた場合のペナルティを軽減し、我が国では推定規定による課税を回避するための要件となっています。
- (2) 紳税者のコンプライアンス・コストに配慮し、文書化のためのコスト負担と文書化による調査でのベネフィットがバランスの取れた制度となっています。
- (3) 各国の移転価格税制の下で、別々に要請され、各国に所在する子会社等は、現地主導で文書化対応を行うことが多いと考えられます。
- (4) 子会社等だけを片側で検証して移転価格分析を行い、親会社の反射的な利益について議論を避けることが可能となっています。
- (5) 各国の税務当局は、他国に所在する同様の機能を有する

子会社等の独立企業間の利益水準等にかかる情報入手が困難であり、調査において他国の同様の機能を有する子会社等との間で利益水準が異なっても問題視されないと考えられます。

- (6) 各国の子会社等の機能分析、移転価格ポリシー等について各国の税務当局に受け入れられるように別々に説明可能と考えられます。

(7) 移転価格ポリシー・実現損益等について、他の子会社等との整合性を図る必要がないと考えられます。

## 2. 新文書化

- (1) 従来の文書化に相当するものは、各国の子会社等が拠点毎の移転価格ポリシー等を報告するローカルファイルとなります、これに加え、新たに親会社が多国籍企業グループ全体の移転価格ポリシー等にかかるマスターファイルと国別セグメント情報にかかる国別報告書について、国際的なコンセンサスの下、共通様式で要請されることになります。
  - (2) 移転価格算定方法の合理性等に関する書類整備の目的を越えたもので、各国の税務当局にとって、多国籍企業グループの損益配分の歪みを測定可能とするものであり、コンプライアンス・リスクの分析ツールとして位置付けられています。
  - (3) タックスヘイブン等への利益移転を把握することが可能になるものと期待され、移転価格調査における対象国外関連取引を選定するための基礎資料として活用されることになります。
  - (4) 将来的には、各国税務当局が国外関連者を共同で調査する同時調査や相互協議での活用等も想定されることになります。
  - (5) 国別報告書については、多国籍企業グループの構成事業体すべてを対象に情報収集を行っていく必要があり、納税者のコンプライアンス・コストは多大なものとなります、コスト負担に対する納税者のペネフィットは新たに認められていません。
  - (6) マスターファイルや国別報告書にかかる情報は情報交換により各国の税務当局により共有化されることになります。
  - (7) OECDでは、新文書化の導入において、欧米の多国籍企業グループが従来から行ってきた親会社主導のトップダウンによる移転価格ポリシーの策定を前提に議論し、日本の多国籍企業グループのような子会社等主導のボトムアップ型の移転価格ポリシー策定を前提としていないと考えられます。
  - (8) 子会社等主導のボトムアップ型の移転価格ポリシー策定を行ってきた場合、マスターファイル、ローカルファイル及び国別報告書による三層構造による新文書化への調整が困難になると考えられます。

- (9) マスターファイル、ローカルファイル及び国別報告書の三層構造による情報統合化により、各国の税務当局において、多国籍企業グループの事業活動全体を把握することが可能となり、利益の源泉となるバリュードライバーの配置が明確化されれば、多国籍企業グループのグローバルでのバリューチェーン分析が、各国の税務当局により可能となります。

(10) 金融のグローバル・トレーディング等と同様、グローバルな損益配分が問題となり、多国籍企業グループに対して、グローバルなバリューチェーン分析を行っていく傾向が進展し、多国間での損益配分の調整等が問題とされる可能性が高まります。

(11) 従来、利益分割法の適用は、企業グループ全体の情報を有する親会社の所在国における税務当局が行ってきたものですが、関連会社間の損益バランス等に関する情報が各国税務当局間で共有されることから、今後は、子会社の所在地における税務当局でも、損益配分の検証により利益分割法での課税を行っていく可能性があります。

(12) 各国の税務当局による多国籍企業グループに対するコンプライアンス・リスク管理が強化され、税源浸食と利益移転への対抗という観点から、移転価格課税による二重課税リスクが高まるものと考えられます。

(13) 子会社等主導による片側検証の移転価格ポリシーを多国間で調整することが困難となり、親会社主導による統一的な移転価格ポリシーの策定を前提とした各国子会社等との調整を図っていくことが必要となります。

(14) 親会社の策定した移転価格ポリシーを子会社等の移転価格ポリシーに浸透させ、それに即した取引を実行するための体制を構築することが必要となります。

(15) 各国における二重課税リスクの高まりにより、グローバルレベルでの税務リスク管理に応じた実現損益の配分が、日本の多国籍企業グループのコーポレート・ガバナンスにおける大きな課題になると考えられます。

### 3. 従来の現地主導の文書化対応の限界

これまでの移転価格文書化は、各国の税務当局による別個の要請に基づき行われており、各国に所在する関連者の独立企業間利益率を検証して各国の税務当局へ提出する文書については、他国の税務当局へ提出するものとの整合性がチェックされる可能性はなかったものと考えられます。

そのため、現地の税務当局に対する文書化は、現地の関連者が主導的に行うことが可能であり、各国の拠点での機能分析や報告については、各国の税務当局の要請に応えていればよく、他国関連者との調整や親会社によるグローバルな調整が必要とされていなかったものと考えられます。

各国の税務当局にとっても、自国に所在する拠点の情報しか有しておらず、他国に所在する拠点の利益水準等が不明な

ため、自国の関連者が提示した独立企業間利益率の水準について、他国との間で整合性が取れていないものであっても問題視できない状況にあり、自国の関連者が提供した情報を受け入れるしかなく、受動的な対応をしていたと考えられます。

我が国の租税特別措置法においても、国外関連者に関する情報については、資料提出義務が規定されているわけではなく、資料提出努力義務を規定するに止まっていたことから、外国の親会社の有する切出損益やグローバルな損益配分にかかる情報について入手が困難な状況にありました。

そのため、子会社所在地国の税務当局が、文書化の段階で、移転価格ポリシーのグローバルな整合性をチェックすることなく、損益配分のアンバランスを問題視して、独立企業間価格算定方法を変更し、たとえば利益分割法による課税処分を行うことは事実上不可能であったと考えられます。

たとえば中国においても同様であり、2014年に江蘇省の税務当局が外国親会社による情報提供を求めるための照会を出した際にも、子会社所在地国である中国の税務当局が、日中の関連者間の損益バランスを確認したいとの意向がありました。が、基本的には取引単位営業利益法による課税を行うのが限界であり、利益分割法による課税を行うのは困難であったと推察されます。

そのため、現状では、関連者間の損益バランスを各国の税務当局から問題視されることは少なく、現地関連者主導の税務対応であっても、課税リスクが管理できており、親会社による各国の損益コントロールによる課税リスクの管理が必ずしも必要ではなかったと考えられます。

しかしながら、新文書化によりマスターファイルと国別報告書が導入されると、所在地別の損益状況等が各国の税務当局に提供されることになり、各国の税務当局は、租税条約に基づく情報交換により多国籍企業グループの損益状況や移転価格ポリシー等にかかる情報の共有化が進められることになります。そのため、各国の税務当局から、多国籍企業グループにおける各国拠点毎の独立企業間価格利益率算定の整合性が求められることになると想定されます。現状のまま現地関連者が別個に移転価格ポリシーを策定したり、損益バランスに歪みがあったりすると、今後は問題視される可能性があるものと考えられます。また、これまで行ってきた片側検証を前提とした取引単位営業利益法による独立企業間利益率の算定も、利益分割法等による変更を受ける可能性が出てくるものと考えられます。

欧米の多国籍企業グループでは、一般的に親会社主導による課税リスク管理が行われてきていると言われていますが、日本の多国籍企業グループによる現地主導での文書化への対応には限界が来るものと考えられます。

そのため、今後は、親会社主導によるグローバルな損益バランスや移転価格ポリシーの調整を行っていくことが日本の多国籍企業グループにおいて課題になってくるものと考えられます。

#### 4. 親会社主導による税務リスク管理の必要性

多国籍企業グループは、新文書化により、各国の関連者主導により個別に作成してきたローカルファイルについて、他国におけるローカルファイルとの間で整合性を取る必要が出てくるものと考えられます。また、新たに導入されるマスターファイルと国別報告書を含む三層構造でのアプローチが取られることにより、多国籍企業グループ全体として、機能・リスク・資産にかかる分析、移転価格ポリシー及び帰属利益の配分等について適切なコントロールを行い、マスターファイル、ローカルファイル及び国別報告書の文書化全体について、整合性を取り、各国の税務当局による調査への対応を的確に図つていかなければならず、グローバルなレベルでの税務上のリスクを管理していく必要が増してくることになります。

たとえば、各国の税務当局は、国別報告書の情報共有化により、各拠点の利益水準を比較していく必要があり、機能・リスク等が違えば、利益水準等が異なるのは当然としても、子会社の機能・リスク等が類似している場合には、機能・リスク等に応じた期待利益の水準が各国で整合的に求められていくものと想定され、赤字を継続している拠点と利益水準が高い拠点との間で、合理的な説明が可能か検討していかなければならないと考えられます。

こうした各国での税務調査リスクを回避していくためには、多国籍企業グループの親会社が、マスターファイルの作成において、グローバルな移転価格ポリシーを作成し、グループのメンバー企業に対して、ローカルファイルの作成においてグローバルな移転価格ポリシーとの調整を図り、税務リスクへの対応の一本化を図っていくことが必要と考えられます。

そのためには、親会社主導で、各国の関連者の収入、税引前損益、法人税額等にかかる国別セグメントデータを集約化して、国別報告書を作成していくとともに、文書化の改訂等を行うための体制整備、管理システムの構築、作成・提出スケジュール等についても、統一的な対応を図つていかなければなりません。

各国の税務当局間では、租税条約に基づく情報交換により、連携して調査等を行っていく可能性が高まっていることから、多国籍企業グループの側においてもグローバルレベルで、子会社の利益水準について、整合的にコントロールしていくことが求められ、子会社の業績と税務上の損益を調整していくためのコーポレート・ガバナンスも必要になってくるものと考えられます。

## 1. 各国税務当局による税務コンプライアンス管理への国際協力

2014年10月にアイルランドのダブリンで開催されたOECD税務長官会議では、OECD非加盟国を含む各国の税務当局が、BEPSへの対応と税務コンプライアンス管理のために国際協力を推進していくとともに、企業にとっての重要なガバナンス項目であることを強調しています。各国の税務当局は、情報交換、連携調査、相互協議及び技術支援等にかかる国際協力をを行ってきており、多国籍企業グループの税務コンプライアンスについても税務当局間の協調と協働を強化してきています。

そのため、世界的な税務協力により税務リスクがどこで発生しても早急に対応できる組織化された情報ネットワークにより、税務コンプライアンスの向上を目指すことを表明しています。特に国境を越えた租税回避に重点を置いた国際タックス・シェルターについての情報と協調のネットワークを活用し、各國の税務当局の連携が一層緊密化する方向にあります。

また、金融口座情報の自動的情報交換による税務当局間の情報ネットワークの活用は重要な柱となっており、各國税務当局による税務コンプライアンス管理の手法として、納税者情報の共有化が一層進んでいくものと考えられます。こうした情報申告に基づく情報ネットワークの構築は、従来から納税者番号に基づく名寄せを前提に各國で進められており、我が国もマイナンバー制度の導入により基盤整備が進んでいます。金融口座情報の自動的情報交換による税務当局間の情報ネットワーク化が整備されることとなれば、多国籍企業グループのグローバルな損益配分の情報申告に相当する移転価格文書における国別報告書も同様の情報ネットワークに組み込まれていくものと考えられます。

こうしたグローバルな税務情報のネットワーク化が進めば、税務当局間の執行協力も一層進むこととなり、税務当局による税務コンプライアンス管理は、グローバルな情報ネットワークを前提としたシステムティックな体制に進展していく可能性があります。

そのような段階になれば、多国籍企業グループと各國税務当局間の情報の非対称性は克服されることとなり、税務当局が多国籍化して強力な執行体制が構築されることになると見えられます。

## 2. 日本企業による税務リスク管理の方向性

従来の文書化では、各國の税務当局は、自國の子会社等の情報しか有しておらず、現地子会社が別々の税務リスク管理を行ったとしても、整合性が問われる場面はなく、税務リスク

管理を多国籍企業グループが一体で行う必要はなかったものと考えられます。

新文書化では、ローカルファイルがマスターファイルと国別報告書と連結されるわけであり、多国籍企業グループ全体での整合性が問われる状況となっています。そのため、一体的な税務リスク管理を親会社主導で行うことが求められるとともに、整合性のある税務リスク管理となるよう事業部門や現地子会社へガバナンスを強化していく必要が出てきていると考えられます。

税務当局間の自動的情報交換により、各國の税務当局による税務コンプライアンス管理が国際協力により強化されることになることから、多国籍企業グループにおいても一体で税務リスク管理を行うとともに、現地子会社等へのガバナンスを徹底することが求められることになります。仮に、適切なガバナンスが確保されていなければ、各國の税務当局から隙間を突かれる課税が行われる恐れがあり、多国籍企業グループでのコーポレート・ガバナンスの重要性は一層増してくると考えられます。

また、米国と日本は法定税率が世界的に見て極めて高い水準にありますが、米国の多国籍企業グループは、税率の低い海外拠点への利益移転や様々なタックス・プランニングにより、多国籍企業グループでの実効税率の引下げを図っていますが、多くの日本の多国籍企業グループは、積極的な節税策を利用しておらず、多国籍企業グループでの実効税率は高い水準にあるものと考えられます。

親会社主導によるグローバルな税務リスク管理が進むと、積極的な節税策でないとしても、親会社主導による実効税率引下げのための保守的なタックスセービングが可能になるものと考えられます。特に、最近の景気回復等により、企業業績の回復により納税ポジションになった企業も増加しているものと思われ、税務コストが改めて認識される機会が増加していると考えられます。

こうしたなか、BEPSへの対抗措置から積極的な節税策は抑制がかかるとしても、二重課税リスクが高まっていく状況に的確に対処していくためには、可能な限り保守的なタックスセービングを活用して、二重課税による超過負担をヘッジしていくことも必要になってくるものと考えられます。

そのため、日本の多国籍企業グループが親会社主導による税務リスク管理を行うことにより、適切なタックスセービングも行われる可能性が高まっているものと考えられます。

さらに、新文書化により、税務リスク管理は親会社主導により行っていくことが課題となっていますが、これにより、日本の多国籍企業グループも欧米の多国籍企業グループのようにトップダウンによる税務リスク管理が行われていくものと考えられます。

また、先進国、新興国及び途上国において、税務当局の執行方針は区々となっていますが、各國の税務当局による税務リスクに対して的確に対処していくためには、きめ細かな税務

リスクの計測が必要になってくるものと考えられます。そのためには、多国籍企業グループの税務リスクに関する情報をシステムにより集約化していく必要があるものと考えられます。

各国の税務当局においても、自動的情報交換を通じた多国籍企業グループの情報共有化が進むことから、多国籍企業グループにおいても税務リスク管理のためのシステムによる情報集約化は必須のものになると見えられます。

## 移転価格税制実務指針 —中国執行実務の視点から—



2015年10月刊  
【編著】範 堅／姜 躍生（著）  
角田 伸広／  
大谷 泰彦（監訳）  
KPMG（編訳）  
中央経済社  
482頁 5,400円（税抜）

本書は、中国国家税務総局の現職幹部による移転価格調査の執行実務指針であり、中国において実務家のバイブルとなっている書籍を翻訳した、日本語で読むことのできる唯一の包括的な解説書です。

中国における移転価格調査は、BEPS（税源浸食と利益移転）への対策により、強化される傾向にあります。BEPSを契機として、税務リスク管理を親会社が主導的に行うことが求められているなか、中国税務当局の移転価格税制の執行実務を確認することは大変有用です。日本企業の親会社と中国子会社の担当者が日本語で読むことのできる唯一の包括的な解説書であると共に、巻末には中国移転価格税制に係る最新の税法・資料等も和訳して掲載し、実用性の高い書籍となっています。

本稿に関するご質問等は、以下の担当者までお願ひいたします。

KPMG 税理士法人 国際事業アドバイザリー  
パートナー  
経営法博士、税理士  
角田 伸広  
TEL: 03-6229-8040  
nobuhiro.tsunoda@jp.kpmg.com

## KPMGジャパン

marketing@jp.kpmg.com  
www.kpmg.com/jp



本書の全部または一部の複写・複製・転記載および磁気また光記録媒体への入力等を禁じます。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めていますが、情報を受け取られた時点及びそれ以後においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2015 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Japan.

© 2015 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Japan.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.